小谷　正宏　田中　昌
（名古屋大学名誉教授）　中島　豊雄
瑞宝小綬章を授ける（各通）
安達　正敏　内山　秀夫　遠藤　純夫
小倉　啓志　櫛引　誠一　橘三樹三郎
土屋　勝紀　能丸　正伸　溝口　幸男
横川　利　吉田　尊章
瑞宝双光章を授ける（各通）
阿部　謙二　市川惠一郎　菊池　昭男
高橋　由孝　橋場三千雄　山田　成男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二日）
梅津　寛　菊池　芳壽　木村　睦夫
柴崎　晃次　須川　人志　竹内　幹彦
竹岡　徹　辻井　秀男　真中清一郎
丸田　義文　南浦　敏明
瑞宝双光章を授ける（各通）
大西　正廣　岡部　勉　出口　政徳
奈良陸奥夫　宮崎　良夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月三日）
内田　邦彦
瑞宝双光章を授ける（七月四日）
浅野　眞雄
瑞宝双光章を授ける
本多　公夫
瑞宝単光章を授ける（以上七月五日）
國分　司
瑞宝双光章を授ける
齊藤　照雄
瑞宝単光章を授ける（以上七月六日）
○返上の請願
飯島　時昭
勲章返上の請願の件許可された（七月二十六日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年七月三十日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

前川　豊　高橋　國夫　近藤　早苗
森　とみ子　櫻井　孝美　佐藤　知也
廣瀬　正夫　堀口　靖之　山下　美香
太田　儔　太田　勝子　加藤　秀一
中島　秀子　宇野　克明　冨田　英揮

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年七月三十日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

早川　友子　大亀　孝裕　鈴木　成一
大島　和子　辰野　仁造　増井　幸代
上野修七郎

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年七月三十日、紺綬褒章並びに賞杯を贈与された者は、次のとおりである。

楊　大鵬

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を贈与する

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年七月三十日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

八木　久雄　横尾　忠則
冨田　マツ　澤口　希能

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年七月三十日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

小安　良夫　金子　量重　田中徳右エ門

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

稲盛　和夫

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年七月三十日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社百五銀行
株式会社ビーイング
株式会社ＺＴＶ
三重交通グループホールディングス株式会社
株式会社ノースランド
日本トランスシティ株式会社
京楽産業．株式会社
住友電装株式会社
東洋システム株式会社
株式会社ジャクエツ
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
伊藤忠商事株式会社
双日株式会社
株式会社ニコン
社会福祉法人黒松内つくし園
太陽グリーンエナジー株式会社
太平洋セメント株式会社
株式会社オリエンタルランド
株式会社ブレストシーブ
苫小牧信用金庫
銅市金属工業株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年七月三十日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故長岡今朝吉遺族　長岡武十郎

褒章条例第六条により褒状を授ける

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年七月三十日、褒状を贈与された者は、次のとおりである。

大韓民国人　故金洛洙遺族　千　豊子

褒章条例第六条により褒状を贈与する

○返上の請願

伊藤昭太郎
褒章返上の請願の件許可された（七月二十六日）

皇室事項

認証官任命式

八月五日午前十一時四十五分、宮中において、復興副大臣橘慶一郎、同長沢広明、内閣府副大臣石原宏高、同越智隆雄、同松本洋平、総務副大臣原田憲治、総務副大臣兼内閣府副大臣赤間二郎、外務副大臣岸信夫、同薗浦健太郎、財務副大臣大塚拓、同木原稔、文部科学副大臣兼内閣府副大臣水落敏栄、厚生労働副大臣橋本岳、同古屋範子、農林水産副大臣儀崎陽輔、経済産業副大臣松村祥史、国土交通副大臣田中良生、国土交通副大臣兼内閣府副大臣兼復興副大臣末松信介、環境副大臣関芳弘、環境副大臣兼内閣府副大臣伊藤忠彦の認証官任命式が行われた。

御祝電

天皇陛下は、八月九日シンガポール国の国祭日につき、同月八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成28年8月10日

関東地方整備局長　大西　亘

道路の種類	路線名	区間
一般国道	17号	文京区西片二丁目39番1から同区白山五丁目13番204までの上下線
一般国道	17号	文京区白山五丁目13番204から同区千石一丁目421番2までの上り線

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条の規定に基づき、都道府県労働局ごとに指名した関係労働者及び関係事業主を代表する者のうち、平成26年10月1日付けで指名した者（これらの補欠として指名された者を含む。）については、本年9月30日をもってその在任予定期間が経過することとなるため、新たに同法第5条及び同法施行令第2条第2項の規定に基づき、当該都道府県労働局ごとに、関係労働者及び関係事業主を代表する者を指名する必要がある。

ついては、資格のある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成28年8月10日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体又はこれらの者を雇用する事業主の団体であって、当該都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　別紙様式の推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。